

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、一昨日の一般質問の質疑における答弁内容の訂正につき、建設課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設課長。

建設課長（平井孝一君） 改めておはようございます。

今、議長から申し上げたとおり、8日、おとといの沢登議員の質問後、太陽光発電事業等の大規模開発について現状に関する私の答弁で、稼働中の3件及び開発中の1件の計4件については、全て景観等再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の規定によるモジュール面積の総面積は1万2,000平方メートルを超えておらず、同意基準内と申し上げましたが、正しくは稼働中3件のうち1件については同意基準を超えておりましたので、訂正させていただきます。

なお、この1件については、条例施行平成30年10月1日以前に必要な法令の規定による許可を受けているため、当該条例の適応外となっておりますことを合わせて報告させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。以後、このことがないように、より一層注意を払ってまいります。申し訳ありませんでした。

議長（滝内久生君） ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川薫君） 朗読いたします。

下総総第101号、令和4年6月10日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年6月下田市議会定例会議案の追加について。

このことについて、令和4年6月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので申し入れます。

記。

1、議案名、議第37号 下田市消防団備品購入契約の締結について。

2、理由、小型動力ポンプ付軽積載車購入に係る入札を執行し、仮契約が整ったため議案を追加するもの。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ただいまから議会運営委員会を第一委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開します。

追加日程

本日、市長から提出されました議第37号 下田市消防団備品購入契約の締結について、議案の追加申出があります。

この際、議第37号議案を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りします。

議第37号議案を日程第12の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議ないものと認めます。

よって、議第37号議案は日程第12の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下田市一般会計補正予算（第16号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、改めましておはようございます。

報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下田市一般会計補正予算（第16号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第16号）を別紙のとおり、令和4年3月31日に専決処分したことに付き、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、2款地方譲与税から22款市債につきまして、金額の確定等による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の6ページから7ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と、財源調整として12款予備費を増額するものでございます。

それでは、改めまして、補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,795万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億2,936万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は4件で、利子補給補助金等の廃止でございます。

1件目は農業近代化資金利子補給補助金、2件目は農業経営基盤強化資金利子助成補助金、3件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金、4件目は災害対策資金利子補給補助金で、いずれも融資実績がなく、廃止としたものでございます。

1 ページにお戻りいただき、第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の変更は5件で、いずれも事業費等の確定により起債の金額を減額するものでございます。

1件目、起債の目的、市道鵜島大浦線法面改修事業は、限度額1,000万円を700万円に変更するもの。

2件目、下田市統合中学校建設事業は、限度額2億8,330万円を2億8,230万円に変更するもの。

3件目、本郷公民館解体事業は、限度額3,060万円を2,430万円に変更するもの。

4件目、下田市民文化会館大ホール改修事業は、限度額340万円を330万円に変更するもの。

5件目、過疎対策事業債は、限度額6億8,960万円を6億8,640万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1 ページにお戻りいただき、第4条繰越明許費でございますが、繰越明許費の追加は「第4表 繰越明許費補正」によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

繰越明許費の追加は3件で、1件目は6款商工費、2項観光費、事業名は外ヶ岡交流館管理運営事業（外ヶ岡交流館空調設備修繕）で、金額は220万円。

2件目は9款教育費、5項社会教育費、事業名は公民館管理運営事業（中央公民館電気設備改修工事）で、金額は974万円。

3件目は9款8項市民文化会館費、事業名は下田市民文化会館管理運営事業（市民文化会館自動火災報知設備更新工事）530万円で、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資材の入手及び機器の製作事業に遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため、繰越しするものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金397万8,000円の増額は、国庫補助事業地方負担分に対するものとして追加交付されたもの。

16款2項1目8節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金7万1,000円の減額は、補助金の確定によるもの。

19款 2項 1目 3節ふるさと応援基金繰入金423万円の減額は、事業費の確定による充当金額の変更でございます。

4ページ、5ページ、財務課関係、2款 1項 1目 1節地方揮発油譲与税の増額から、11款 1項 1目 2節特別交付税までの増減は交付額の確定によるものでございまして、その主なものは、6款地方消費税交付金2,497万5,000円の増額、9款法人事業税交付金2,027万9,000円の増額、及び11款特別交付税1億3,116万2,000円の増額で、2款から11款までの譲与税等の補正合計額は、合わせて1億8,999万2,000円の増となるもの。

6ページ、7ページ、22款 1項 2目 1節道路橋梁債300万円の減額から、同5目 1節過疎対策事業債320万円の減額までは、補正内容等の欄に記載のとおり、先ほど予算書7ページにて御説明申し上げました、地方債補正5件によるものでございます。

防災安全課関係、12款 1項 1目 1節交通安全対策特別交付金34万6,000円の減額は、交付額の確定。

16款 2項 1目 4節県費・地震・津波対策等減災交付金2万4,000円の減額は、交付金対象事業費の確定によるもの。

市民保健課関係、15款 1項 2目 1節国庫・接種対策費負担金264万円の増額。

同2項 3目 1節国庫・保健衛生費補助金1,855万9,000円の減額、及び16款 2項 3目 1節県費・保健衛生費補助金875万円の減額は、いずれも新型コロナウイルスワクチン予防接種事業費の変更に伴うもの。

8ページ、9ページ、21款 5項 4目 20節新型コロナワクチン接種費等受入金98万8,000円の増額は、他市町からの負担金を受け入れるもの。

福祉事務所関係、15款 2項 2目 1節国庫・社会福祉費補助金2億4,045万3,000円の減額は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の未執行分を令和4年度に引き継ぐため。

産業振興課関係、15款 2項 4目 1節国庫・林業費補助金は補正額ゼロ円でございますが、充当事業を変更するもの。

16款 2項 1目 3節県費・移住・就業支援事業費補助金330万円の減額。

同4目 2節県費・林業費補助金142万7,000円の減額、及び19款 2項 1目 7節みどりの基金繰入金20万円の減額は、事業費の確定に伴うもの。

建設課関係、15款 2項 5目 1節国庫・社会資本整備総合交付金21万1,000円の減額。

めくっていただきまして10ページ、11ページ、16款 2項 6目 3節県費・住宅費補助金34万3,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、対象事業費の確定によるもの。

19款2項1目11節景観まちづくり基金繰入金293万4,000円の減額は、充当事業費の確定に伴うものでございます。

学校教育課関係、15款2項6目2節国庫・中学校費補助金40万円の減額は、へき地補助金で中学校車両購入費の確定によるもの。

19款2項1目13節奨学振興基金繰入金70万円の減額は、充当事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして12ページ、13ページ、歳出でございますが、財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務10万2,000円の減額。

同11目0145公共施設利用推進事務132万4,000円の減額。

11款1項2目7710起債利子償還事務39万9,000円の減額、及び同7711一時借入金等利子事務50万円の減額は不用額。

12款1項1目予備費2億693万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務342万8,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、消耗品等の不用額。

市民保健課関係、4款1項2目2023新型コロナワクチン接種事業2,368万1,000円の減額は、医師謝礼等の不用額。

福祉事務所関係、3款1項1目1012住民税非課税世帯等臨時給付事業2億4,045万3,000円の減額は、令和3年度未執行分を減額するもの。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住・交流居住推進事業440万円の減額は、補助金の不用額。

5款1項3目3100農業振興事業2,000円の減額は、融資実績が無く、利子補給補助金を減額するもの。

同2項1目3350林業振興事業23万3,000円の減額。

同3353有害鳥獣対策事業108万8,000円の減額、及び同3360美しい里山づくり事業40万円の減額は、いずれも補助金の確定によるもの。

同2目3400市営分収林事業25万9,000円の減額は、委託料の不用額。

6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、融資実績が無く利子補給補助金を減額するもの。

同4060伊豆'sライフスタイル推進事業10万4,000円の減額は、事業費の確定による不用額でございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業491万円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、委託費、備品購入費、補助金額の確定によるもの。

14ページ、15ページ、同4252広域観光推進事業29万5,000円の減額、及び同4253世界一の海づくり事業35万円の減額は、記載の負担金・補助金の確定による減額。

同3目4350観光施設管理総務事務131万3,000円の減額は、手洗い場設置工事の終了による減額でございます。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業296万円の減額から、同7項2目5620耐震改修支援事業202万3,000円の減額まで、補正内容等欄記載のとおり、各種委託、補助金の確定に伴う減額でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業13万4,000円の減額、及び同6目1452放課後児童対策事業30万9,000円の減額は、工事の終了に伴うもの。

9款1項3目6020奨学振興事業70万円の減額は、交付金の決定によるもの。

同2項2目6090小学校教育振興事業45万円の減額、及び同3項2目6190中学校教育振興事業67万1,000円の減額は、修学旅行キャンセル料補助金の不用額。

同3項3目6196中学校再編整備事業95万6,000円の減額は、下田中学校通学バス購入費の不用額でございます。

生涯学習課関係、9款5項5目6550公民館管理運営事業629万円の減額は、公民館解体工事の完了によるもの。

同6項1目6701社会体育活動推進事業142万6,000円の減額、及び同3目6752下田市民スポーツセンター管理運営事業24万1,000円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、いずれも新型コロナウイルス感染症対策として行った事業等の終了による不用額。

同8項1項下田市民文化会館管理運営事業7万円の減額は、設計額の確定による不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについてにかかる、専第2号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第16号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 補正予算書の10ページの繰越明許についてお尋ねをしたいと思います。

教育費の市民文化会館の自動火災報知機の更新について、機材等が入らないために繰り延べるんだとこういうことですが、実態はどういう工事になるのか。特にコロナが終わって会館の貸出に影響するようになるのかならないのか、その点を一点お尋ねをしたいと思います。休館にしなくても工事ができるような形になるのかお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点、市民課の概要のほうの6ページ、7ページに、新型コロナウイルスの接種事業の負担金と国庫の補助金、それから県の補助金がそれぞれ増額・減額されているわけですが、これらは12、13ページの新型コロナワクチン接種事業の医師謝礼とか看護師さんの謝礼の減額等々関連がされているのかと。どういうことでこの減になっているのかと。

実態的には子供たちのコロナが、特に児童のコロナがパンデミックっていうんでしょうかとどまらない形になっていようかと思うんですけども、そういう点への対策の強化に、減額ではなくてこれらのものは振り向けられなかったのかと、こういう観点から、この内容がどういふものであるのかをお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） それでは、私からは繰越の関係で市民文化会館の自動火災報知設備の更新工事の繰越の関係です。

こちらに関してコロナということで、アジアで部品のほうを製造して、そちらのほうをどちらかという受信盤の、沢登議員も御存じかと思いますが、事務所にある火災報知機の発信がなったら分かる、事務所で確認ができる受信盤のほうをある程度メインにしていまして、そちらのほうがある程度必要な部品がそろわないと。ちょっと見込みが立ちませんということで業者のほうから連絡をいただきまして、今回繰越をさせていただきました。

工事に関してはある程度組み立ててから持ってくる工事が多くなっておりますので、そちらで長期間会館を止めるということはあまりないのかなというふうには思っていますが、そこはできる限りそういう形が取れるように、業者のほうと打ち合わせをしながら、実際設置できる時期になりましたら適切に対応したいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 2,368万1,000円の減額につきましては、歳出の減額に合わせての歳入の補正ということになっております。10分の10ですので、歳入歳出が合致してござ

います。

また、子供の5歳から11歳の接種につきましては令和3年度で終わったものではありませんで、令和4年度も引き続き子供の接種、1回目・2回目についても進めていておりますので、よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下田市一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして3ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を4ページから5ページのとおり制定するものでございます。

概要でございますが、今回の条例改正につきましては、令和4年度税制改正大綱に基づきまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことにつきまして、御報告をさせていただくものでございます。

提案の理由でございますが、先ほど申し上げました法律等が施行されましたことから、この税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございまして、本年3月31日付で専決処分を行いましたことから、本定例会におきまして御承認を求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお願いします。1ページ、専第3号説明資料を御覧ください。

今回の条例改正に係る主な改正項目でございますが、固定資産税・都市計画税に関しまして、1点目としまして、景気の回復に万全を期すことを目的として、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行5%まであるものを評価額の2.5%までとするものです。なお、住宅用地、農地については、現行の5%のままです。

2点目として、固定資産課税台帳または記載事項証明書に記載されているDV被害者等の住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、固定資産課税台帳または記載事項証明書に措置を講じたものを交付することができるということになりますが、その場合の交付、閲覧であっても手数料は変わらないとする規定です。

3点目としまして、平成20年度の税制改正によりまして、省エネルギー対策等を促進するため、固定資産税に係る熱損失防止（省エネ）改修工事促進税制が創設されていますが、今回の法改正によりまして、太陽光発電装置の設置工事、高効率給湯器等の装置の取付工事につきましても、一定の条件を満たした場合その対象となり、120平米分を上限として、翌年度の固定資産税の税額の3分の1が減額されます。なお、都市計画税につきましても減免の対象外となります。

そのほか、法律等の改正に伴う条ずれであるとか、字句の訂正の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページの説明資料 をお願いします。

今回の下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正する箇所となっております。

下田市税賦課徴収条例の一部改正は、まず第48条の改正は、地方税法の改正に伴う参照条項の整理、第73条の2及び第73条の3の改正は、固定資産課税台帳、資産評価証明書に関してDV被害者等の取扱いを踏まえた対応ができることとする法改正の規定に沿って改正を行うもので、先ほどの説明資料 での説明のとおりです。

3ページ、附則第10条の2の改正は、地方税法の改正に伴う参照条項の整理。

4ページ、附則第10条の3の改正は、平成20年度の税制改正により住宅のCO₂排出量を抑制し省エネルギー対策等を促進するため、固定資産税に係る熱損失防止、省エネ改修工事促進税制が創設されていますが、今回の法改正により太陽光発電装置の設置工事、高効率給湯器等の装置の取付工事等もその対象となる旨の改正。

5ページ、附則第12条の改正は、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準の上昇幅を評価額の2.5%までとするものです。

6ページ、附則第25条の改正は、商業地等に係る都市計画税の負担調整につきまして、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準の上昇幅を、評価額の2.5%までとするものです。

7ページ、附則第30条の改正は、地方税法の改正に伴う参照条項の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の5ページをお願いします。

附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は、令和4年4

月1日から施行するとするものでございます。

第2条は、別段の定めのあるものを除き、この条例による改正後の下田市税賦課徴収条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするもので、第3条は、この条例による改正後の下田市税賦課徴収条例新条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度までの都市計画税については、なお従前の例による規定するものです。

以上で、報第4号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） このところ、東海ガスさん等を含めまして太陽光の屋根を貸してほしいと、そうすればその電気量等は安くなるからと、こういう事業が展開されていようかと思うわけですが、そんな形で自宅の屋根を提供をして業者、東海ガスさん等が太陽光を設置したという事例があるかと思いますが、そういうものはこの法令でどのような適応になるのかと。屋根を貸してくれですから、その太陽光の施設が誰の物になるのかと。屋根を貸した人の物になるのか、事業者の例えば東海ガスの物になるのかというようなことも出てこようかと思いますが、そういうケースについてはどのような実態にこの適応になるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） まず、この補助といいますかこの対象になる工事なんですけども、前提としまして、まず窓の断熱改良工事を行うというのがまず1点目の前提になります。そのほかに、床・天井・壁の断熱工事が60万円以上であるもの、もしくは今回改正になります太陽光発電装置の設置工事であるとか、高効率給湯器等の費用と合わせて60万円を超えるものが該当工事概要となります。

したがって、屋根に設置するだけということではなくて、前提として窓の断熱工事を含めたというのがまず1点、そのほかの先ほど言いました各工事を含めて、60万円以上の工事が

該当となります。

もう一点ですが、申請者ですが、これは家屋の所有者になりますので、所有者に対しての、所有者が申請した場合は該当になるという制度でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第5号の上程・説明・質疑

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第5号 令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、報第5号 令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の6ページをお開きください。

6ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙7ページから8ページのとおりに調製いたしましたので、御報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならない」と規定されておりますので、今議会において報告させていただくものでございます。

それでは、7ページから8ページの令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越をいたしました事業は記載のとおりで、いずれも年度内完了の見込みがつかず、令和4年3月定例会におきまして、予算の議決及び3月31日専決予算で先ほど御承認をいただいたものでございます。

1件目は、2款総務費、1項総務管理費、事業名は公共交通推進事業、内容は鉄道施設総合安全対策事業費補助金で、翌年度繰越額は200万円、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度から繰り越した事業の着手に遅れが生じ、令和3年度事業においても年度内執行が不可能となったため。完成予定日は令和5年3月31日でございます。

2件目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務、内容は住民基本台帳システム改修業務委託、金額は357万5,000円、繰越しの理由は、国の令和3年度補正予算において、転出・転入手続のワンストップ化に関する交付金が事業採択され、令和4年3月に交付決定されたことから、年度内の業務完了が困難であるため。完成予定日は令和5年3月31日でございます。

3件目は、6款商工費、2項観光費、外ヶ岡交流館管理運営事業、内容は外ヶ岡交流館空調設備修繕で、金額は220万円、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大による影響により半導体製造が停滞し供給に遅れを生じたもので、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和4年7月29日でございます。

4件目は、7款土木費、5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業、内容は旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託、金額は250万円、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、繁忙期における十分な来遊客データを得ることができず、有

効な分析ができなくなったことから、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和4年10月31日でございます。

5件目は、9款教育費、5項社会教育費、公民館管理運営事業、内容は中央公民館電気設備改修工事で、金額は974万円、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大による影響により資材の入手及び機器の製作事業に遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和4年6月30日でございます。

6件目は、9款教育費、8項市民文化会館費、下田市民文化会館管理運営事業、内容は市民文化会館自動火災報知設備更新工事530万円で、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染拡大による影響により資材の製品入手に遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和4年12月28日でございます。

7件目は、10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、公共道路橋梁施設災害復旧事業（7月1日災）、内容は公共道路橋梁施設災害復旧工事、金額は2,000万円で、繰越しの理由は、赤間白浜線沿いの他工事との調整に不足の時間を要し、年度内の執行が不可能となったため。完成予定日は令和4年6月30日でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

報第5号 令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 関連して2点伺います。

今の明許費の中で、企業執行が先延ばしということなんですが、その中で6番商工費の外ヶ岡交流館空調設備の修繕が220万円ですよね。これが先延ばし、その理由として半導体部品の調達困難という理由を今おっしゃいましたよね。

それから下の8番、市民文化会館費530万円、これも火災報知機設備工事も延期ということなんですが、こちらはやはり部品ではあるでしょうが、資材入手の困難という理由で多少説明は違っているんですが、これは両方とも同じということではないんでしょうか。一応確認しておきたいと思います。部品自体のね。

というのは、半導体につきましては始終ニュースで伝わっておりまして、非常に国内においても電気製品から工事等々の完成が遅れているという報道がされているわけです。それがこういった身近なところまで及んできているんだらうとちょっと驚いているんですが、その辺はもう少し説明をいただけませんか。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 繰越しの理由でございますけれども、外ヶ岡交流館につきましては、やはり先ほどの財務課長の説明のとおり、湿度調節計や温度調節計の材料であります半導体の供給が停滞して遅れを生じたというようなことでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 市民文化会館の自動火災報知機は、ちょっと細かいところは連絡がないんですが、業者さんのほうと同じ半導体なのかということまでは、どこの国でということまでは報告を受けておらず、生産拠点であるアジアのロックダウン、工場のクラスターなどということの理由になっています。同じ半導体かどうかっていうところ、すみません、ちょっと把握はしていませんので、また後ほどもしあれでしたら確認をしたいと思います。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、報第5号 令和3年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

質疑の途中ですが、ここで休憩を取ります。11時10分まで休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第6号の上程・説明・質疑

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第6号 令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） それでは、報第6号 令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の9ページをお開きください。

9ページのかがみでございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり作成いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、地方公営企業では、予算に定めた建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合は繰越して使用することができ、事前に予算補正が必要な一般会計等と異なる取扱いが、地方公営企業法第26条第1項に規定されてございます。

それでは、10ページの令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

款、項、事業名は1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は処理場改良事業でございます。予算計上額は合計1億4,200万円でございます。令和3年度中の支払義務発生額が合計5,897万1,000円で、8,300万円を今年度に繰り越して使用するものでございます。

財源といたしましては、次の11ページになりますが、国庫補助金4,100万円、企業債4,000万円、当年度損益勘定留保資金200万円を充てるものでございます。

繰越事業の内訳でございますが、処理場改良事業は令和3年度下田浄化センター機械設備更新工事の1件でございます。

繰越理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、資材部品の入手が困難なことにより製造工程に遅延が生じたためでございます。また、工事の完成時期につきましては、本年8月31日を予定するものでございます。

以上、報第6号 令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

報第6号 令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 令和3年度下田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

報第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 報第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

報第7号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第5号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり令和4年4月1日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書、及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、令和3年度予算に計上いたしました住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金について、令和4年度も引き続き給付するため、令和3年度予算執行額の残額を補正計上し専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,045万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8,045万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、福祉事務所関係、15款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金2億4,045万3,000円の増額は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付に対するもの。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございますが、福祉事務所関係、3款1項1目

1012住民税非課税世帯等臨時給付事業 2億4,045万3,000円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、臨時給付金及び事務費を計上したものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第5号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(滝内久生君) 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(滝内久生君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(滝内久生君) 御異議はないものと認めます。

よって、報第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度下田市一般会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長(滝内久生君) 次は、日程により、報第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度下田市一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 続きまして、報第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の 13 ページをお開きください。

報第 8 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専第 7 号 令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり、令和 4 年 4 月 22 日に専決処分したことにつき、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、令和 4 年 4 月 22 日に発生した大雨による災害復旧に係る経費を計上したもので、早急に対応するため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 4 年度下田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 440 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112 億 8,485 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の 2 ページから 5 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第 2 条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」によるというもので、予算書の 6 ページをお開きください。

地方債の追加は 2 件で、1 件目、起債の目的「単独林用施設災害復旧事業」限度額 140 万円は林道 7 か所の修繕料。

2 件目、起債の目的「単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業」限度額 300 万円は、河川 1 か所、市道 8 か所、排水路 9 か所の修繕料の財源に充てるため起債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の 2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、財務課関係、22 款 1 項 9 目 2 節現年発生単独災害復旧事業債 440 万

円の追加は、先ほど予算書 6 ページにて御説明申し上げました、追加 2 件でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページ、歳出でございますが、財務課関係、12 款 1 項 1 目予備費 412 万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

産業振興課関係、10 款 1 項 5 目 7216 単独農用施設災害復旧事業 110 万円から、同 7 目 7240 単独水産施設災害復旧事業 30 万円の追加は、用水路等 5 か所、林道 7 か所、漁港 1 か所の埋塞土の除去等に係る修繕料。

建設課関係、10 款 2 項 3 目 7401 単独河川施設災害復旧事業 30 万円から、同 6 目 7528 単独排水路災害復旧事業 239 万円の追加は、河川 1 か所、市道 8 か所、排水路 9 か所の崩土除去等に係る修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 8 号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第 7 号 令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

報第 9 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、報第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 報第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

報第 9 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第 1 項の規定により、専第 8 号 令和 4 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり、令和 4 年 5 月16日に専決処分したことにつき、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、令和 4 年 5 月13日から14日に発生した大雨による災害復旧に係る経費、子育て世帯への給付金、新型コロナワクチン接種経費等を計上したもので、早急に対応するため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 4 年度下田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,667万 8,000円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の 2 ページから 5 ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第 2 条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」によるというもので、予算書の 6 ページをお開きください。

地方債の追加は2件で、1件目、起債の目的、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業、限度額130万円は、普通河川多々戸川災害復旧工事、2件目、起債の目的、単独防災施設災害復旧事業、限度額700万円は、津波避難路（春日山遊歩道）の災害復旧工事の財源に充てるため起債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、財務課関係、22款1項9目1節、現年発生補助災害復旧事業債130万円の追加、及び同2節、現年発生単独災害復旧事業債700万円の追加は、先ほど予算書6ページにて御説明申し上げました、追加2件分でございます。

市民保健課関係、15款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金1,380万8,000円の増額は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金を受け入れるもの。

福祉事務所関係、15款2項2目17節国庫・子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金2,704万9,000円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金に対する補助金を受け入れるもの。

建設課関係、15款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金266万8,000円の追加は、普通河川多々戸川災害復旧工事に対する負担金。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございますが、財務課関係、12款1項1目予備費43万9,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、10款4項1目7636単独防災施設災害復旧事業（5月13日災）700万円の追加は、大雨により被災した津波避難路（春日山遊歩道）の災害復旧工事を行うもの。

市民保健課関係、4款1項2目2023新型コロナワクチン接種事業1,380万8,000円の増額は、4回目のワクチン接種に向けて、補正内容等欄記載のとおり、コールセンターの委託やシステム改修を行うものです。

福祉事務所関係、3款3項1目1469子育て世帯生活支援事業（ひとり親世帯分）1,235万7,000円の追加、及び同1470子育て世帯生活支援事業（ひとり親世帯以外分）1,469万2,000円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する支援金を児童1人当たり5万円給付するもので、その事務費及び給付金でございます。

建設課関係、10款2項1目7302公共河川災害復旧事業（5月13日災）440万7,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、普通河川多々戸川の災害復旧に係る事務費及び工事費でござ

ざいます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第9号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第8号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 予算の説明の概要のほうの5ページですが、コロナの4回目の接種についてどういう手だてで進められるのか、この中で特に接種予約代行業務を委託してコールセンターに委託をするんだということが記載されていますが、4回目の接種についてはどういう手順で進められてコールセンターはどのような役目を果たすのかと。特に委託しなければならない事情というのはどういうところにあるのかを含めてお尋ねをしたいと思います。

議長(滝内久生君) 市民保健課長。

市民保健課長(斎藤伸彦君) では、4回目接種の概要から説明させていただきます。

今回、5月16日専決につきましては、4回目接種の事前に準備しなければいけない部分のみ予算化させていただいております。実は、このあと6月補正のほうに5,221万9,000円の補正がありまして、合わせまして6,602万7,000円の事業となります。

今回の接種は、第3回目の接種から5か月がたった60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患がある方、合わせて9,300人を想定しております。その方々の4回目の接種です。対象接種につきましては、3回目接種した60歳以上の方で5か月たった方から順次案内を送付しております。しておりますじゃないですね、最初の送付は来週になります。接種送付人数は8,700人で、基礎疾患がある方については個別に接種券を発行するという手順になっております。

コールセンターにつきましては、接種券を送付した直後から予約を受け付ける必要がありまして、専決とさせていただきました。内容としましては、電話での予約を受け付けるというものになっております。この間、9,300人の予約を日付・時間ごと、または3回目接種が終了しているかという確認がございますので、市の担当窓口だけでは電話の対応ができませんので、1回目・2回目・3回目に引き続いてコールセンターに業務を委託するという事業になっております。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） ちょっとすみません、事情が分からないものですから。

このコールセンターは、そうしますと当然下田市だけではないと思うんですが、どんな形でどういう組織になるのでしょうか。そして、ここがスムーズに行くというような保証っていいですか、実績というのはどういうものがあるのでしょうか。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） コールセンターにつきましては、もちろん下田だけでお願いするものではなくて、専門の業者です。1回目・2回目・3回目に引き続いてデータを見ていただいておりますので、今までと同じ業者を継続してお願いするという形になるうかと思えます。

実際、コールセンターの電話番号は下田市の番号になっておりますが、電話は転送されて恐らく中部地方、名古屋辺りの事務所といいですか、企業で電話を受けるという仕組みになっていると聞いています。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

2番 中村敦君。

2番（中村敦君） 福祉事務所の子育て世帯生活支援事業についてお伺いします。

ひとり親、低所得者ということですがけれども、その部分の線引きと、それからひとり親世帯親以外分の部分の定義、低所得者の定義と、それから急変している世帯、もうこれは先ほどの非課税世帯の分も同じようなことが言えますけれども、このコロナ禍で急変している世帯について対応はどのようになるか、つまりいつ時点で低所得者で、それでその後の急変については何か対応はあるのか。つまり、漏れてしまう世帯が可能性があるかという部分を合わせてお願いします。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（芹澤直人君） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

これは大きく二つございまして、支給対象者は一つ目が児童扶養手当の受給者で、もう一つがひとり親世帯以外ということになるんですけれども、ひとり親世帯以外のところについては、令和4年4月分の児童手当の受給者、それから特別児童扶養手当の受給者が対象になっ

てきまして、そのうち令和4年度分の市県民税の均等割が非課税である方、ごめんなさい、ひとり親世帯以外分は対象者が要件としては3点、一つ目が児童手当の受給者、二つ目が特別児童扶養手当の受給者、そして3点目が新規児童手当の受給者ということで、令和4年の5月から3月にかけての受給資格認定がある方のうち、令和4年度分の市県民税の均等割が非課税である方ということになってきます。

この3点の要件に該当する方のうち、令和4年の1月以降の家計急変者についても、申請していただければ要件が該当すれば対象になってくるということになります。新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、令和4年度分の市県民税の均等割が非課税であるという同様の事情があると認められれば、令和4年1月以降の家計急変者、先ほどの3点に該当する方のうち、家計急変者の方も申請すれば該当になってくる可能性があるということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村敦君。

2番（中村敦君） ということは、児童扶養手当あるいは特別児童扶養手当をもらっているところは、もう自動的に通知とともに振り込まれるという解釈でいいんですよね。

それで、急変者に対してはどのような告知、要するに気がつかないといけないと思うんですが、どのような告知をされますか。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（芹澤直人君） 児童手当の受給者の方、それから特別児童扶養手当の受給者の方につきましてはこちらのほうから通知をお出ししまして、拒否がなければ振込というような形を取るような予定になってございます。

家計急変者の方については、これは基本は申請ということになりますけれども、広報それからホームページ等々でお知らせはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 2番 中村敦君。3回目です。

2番（中村敦君） 急変者に対して漏れのないようによろしくお願いします。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度下田市一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第1号・2号・3号の上程・説明・討論・質疑・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、諮第1号、諮第2号及び諮第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） それでは、議案件名簿15ページ、諮第1号から17ページ、諮第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することとなっており、また同条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推選しなければならないと規定されております。

なお、人権擁護委員の候補者の推選に当たりましては地域的に偏りが生じないよう考慮し、

市内を白浜浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りしまして候補者を選考しております。

本市では、現在5人の方が人権擁護委員に委嘱されており、このうち白浜浜崎地区からお願いしている佐々木一宏委員、朝日地区からお願いしている河井恵美子委員、稲生沢地区からお願いしている矢田部泰子委員が令和4年9月30日をもって任期満了を迎えるため、候補者の再任または公認の推選につき、議会の御意見を伺うものであります。

それでは、諮第1号から諮第3号まで順次御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開きください。

諮第1号でございます。人権擁護委員に推選したい方でございますが、下田市河内544番地3にお住まいの矢田部泰子さんで、生年月日は昭和26年8月15日生まれの70歳でございます。矢田部さんは小学校の教諭として長年勤められ、平成23年3月下田市立稲生沢小学校を最後に退職されました。退職後、平成26年11月より保護司となられ、現在活動されています。

令和元年10月より人権擁護委員となられ、1期目となっております。

続きまして、16ページをお開き願います。

諮第2号でございます。人権擁護委員に推薦したい方でございますが、下田市大賀茂881番地にお住まいの大川咲子さんで、生年月日は昭和28年1月6日生まれの69歳でございます。大川さんは小学校の教諭として長年勤められ、平成25年3月下田市立浜崎小学校を最後に退職されました。退職後、平成29年4月より生活支援介護予防協議会委員、平成31年4月より下田市立図書館協議会委員となられ、現在に至っております。

続きまして、17ページをお開き願いたします。

諮第3号でございます。人権擁護委員に推薦したい方でございますが、下田市白浜1708番地にお住まいの原和秀さんです。生年月日は昭和36年1月24日生まれの61歳でございます。原さんは小中学校の教諭として長年勤められ、令和3年3月下田市立下田小学校を最後に退職されました。退職後、令和3年4月より一般社団法人賀茂地区教育研究会専務理事となられ、現在に至っております。

いずれの方も人権擁護委員として適任の方でありますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 諮第1号、諮第2号及び諮第3号の当局の説明は終わりました。

まず、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する

質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第32号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第32号 教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） それでは、議第32号 教育長の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開きください。

初めに、本議案提出の根拠でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を要する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとの規定に基づくものでございます。

次に提案理由でございますが、佐々木文夫教育長が一身上の理由により、本年7月20日付をもちまして退任されることを受け、新たな教育長を置くためでございます。

続きまして、任命したい方でございますが、下田市蓮台寺501番地の1にお住まいの山田貞己さんと、生年月日は昭和37年2月15日生まれの60歳でございます。

山田さんは下田市の出身で昭和59年3月に大東文化大学文学部を卒業後、同年4月に東京都江戸川区区立上一色中学校教諭として勤務され、平成2年4月からは南伊豆町立三浜中学校を皮切りに、南伊豆町立南伊豆中学校、下田市立下田中学校、南伊豆町立南伊豆東中学校などで勤務をされてまいりました。平成19年4月には静東教育事務所指導主事に転任し、平成21年4月に静岡県総合教育センター指導主事を務めた後、平成22年4月に下田市立朝日小学校教頭に任命され、平成23年4月に下田市教育委員会学校教育課参事、平成26年4月には下田市立稲生沢中学校校長に就任されました。その後、平成28年4月に静東教育事務所統括管理主事、平成29年4月に静東教育事務所副所長兼地域支援課長、平成30年4月に静東教育事務所所長を歴任し、平成31年4月からは下田市立下田中学校校長に就任され、本年3月31日付をもちまして定年退職をされました。

山田さんは人格高潔・誠実で、教育文化に関し識見豊かな方であり、これまでの御職歴等を通じて人望も厚く、本市の教育行政に大変情熱をもっておられることから、教育長として適任者であると確信しているものでございます。

以上のことから、山田貞己さんの教育長の任命について、ぜひとも御同意をいただけますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第32号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第33号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 議第33号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の19ページをお願いします。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を20ページから23ページのとおり制定するもので、今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることになったことに伴い、先ほど下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例として、専決処分の報告をさせていただいております。この条例案は、専決処分以外の事項の部分についての、改正内容となっております。

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。なお、今回の改正につきましては、先ほどの専決処分の報告と同様、国から示されました改正文に沿った内容となっております。

それでは、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、その主な改正内容について、議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の8ページ、議第33号説明資料 を御覧願います。

概要としましては、個人市民税におきまして、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の5%（最高9万7,500円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するもの。

また、2点目として、上場株式等の配当等につきまして、申告不要、総合課税、分離課税を選択することができ、所得税で総合課税を個人住民税で申告不要を選択するなどができました。令和6年度の個人住民税から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなるものです。

現行、申告不要及び申告分離課税を選択することができる株式譲渡所得についても同様に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件についても、所得税と一致させることとなるものでございます。

固定資産税・都市計画税につきましては、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正により、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられ、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の交付においても申出者の住所が記載されず、住所に代わる事項が記載されることとなりますが、当該措置を講じられたものであったものの交付であっても、手数料は変

わらないとするものです。

続きまして9ページ、議第33号説明資料、新旧対照表をお開き願います。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第1条、下田市税賦課徴収条例（昭和30年条例第31号）の一部改正は、まず、第18条の4の改正は、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の改正により、新たにDV被害者等の保護のための制度が設けられますが、評価証明、公課証明等に記載される住所につきましても、総務省令で定める事項で定める事項に記載したものを交付することとなります。その場合の交付手数料についても、当該条例の規定によるものとするもので、第33条の改正は上場株式等の配当等、株式譲渡所得につき、総合課税または分離課税の選定について確定申告書の記載によってのみ適用することとなるもので、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることになるもの。

10ページ、第34条の9の改正は、配当割額の控除または株式譲渡所得割の控除に関し、総合課税または分離課税の選定を確定申告書の記載によってのみ適用するものとするもので、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることになるものです。

11ページ、第36条の2の改正は、市民税の申告義務に係る規定の整備を行うとともに、省令の改正に伴う項ずれを反映させるもの。

12ページ、第36条の3の改正は、条文の語句修正を行うもの。第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名の記入を追加するもの。

13ページ、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、配偶者及び16歳超の扶養親族で（退職手当等を有する者に限る。）を有する者について、提出義務を追加するもの。また、配偶者の氏名の記入を追加するものです。

14ページ、第73条の2の改正は、固定資産課税台帳に記載する住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないとする法改正に伴う改正。

第73条の3の改正は、記載事項証明書に記載する住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないとする法改正に伴う改正。

第73条の2及び第73条の3については、説明資料でDV保護の説明をしましたが、この部分が関連個所になります。

附則第7条の3の2は、個人市民税におきまして、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の5%の控除限度額の

範囲内で個人住民税から控除するもの。

附則第16条の3は、個人市民税の申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するもの。

15ページ、附則第17条の2は、引用条項の削除に伴う規定の整備。

16ページ、附則第20条の2は、個人市民税の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る規定の整備を行うもの。

附則第20条の3は、個人市民税の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る規定の整備を行うもの。

17ページ下段、附則第33条は、次の附則第34条を削ることに伴い、条文の整備を行うもの。

附則第34条は削除するもの。

続きまして第2条、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）の一部改正についてですが、第36条の3の3は、公的年金受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者について、提出義務を追加するもの。また、記載事項に配偶者の氏名も追加する改正でございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の22ページにお戻りいただきまして、附則についてでございますが、附則第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は令和5年1月1日から施行するもの。ただし、第1号に定める各条、項の規定は、令和6年1月1日から施行するもの。同じく、第2号に定める各条、項の規定は、令和6年4月1日から施行するもの。

次に、附則第2条は、納税証明書に関する経過措置で、令和6年4月1日以降に交付する証明書から適用すると規定するもの。

附則第3条第1項は、給与所得者の扶養親族申告書に係る改正規定は、令和5年1月1日以降に支払を受けるべき給与について提出する申告書について適用し、令和5年1月1日以前に支払を受けるべき給与につき提出した申告書については、従前のおりとするもの。

同条第2項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る改正規定は、令和5年1月1日以降に支払を受けるべき公的年金等について提出する申告書について適用し、令和5年1月1日以前に公的年金等の支払を受けるべき公的年金等につき提出した申告書については、従前のおりとするもの。

同条第3項は、附則第1条第1項に規定する個人市民税に関する部分については、令和6年度以後の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、従前の例によると規定するもの。

附則第4条第1項は、固定資産税に関する経過措置で、第73条の2第1項の規定は、令和6年4月1日以降にされる固定資産課税台帳の閲覧について適用するもの。

同条第2項は、第73条の3第1項の規定は、令和6年4月1日以降にされる証明書の交付について適用するとするものでございます。

以上、議第33号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 1点だけ。

説明資料のほうの18ページですが、下田市の税賦課徴収条例に影響してこちらを変えろという内容だと思いますが、36条の第2条、下田市税賦課条例の一部を次のように改正するというのですが、36条の3の3第1項扶養親族云々っていうことは、もう一度すみません、これ説明をお願いしたいんですけど、どういうことになるのかお尋ねします。

この36条の3の改正に伴って、下田市税賦課徴収条例の改正ということになると思うんですけど。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 第36条の第2条のほうということでよろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい。

税務課長（佐藤政年君） 第2条ですけども、去年の令和3年5月14日に下田市の条例第12号の改正で、国外住居親族に対する控除の見直しというのが行われました。これは年齢16歳未満の扶養親族についても扶養申告書に記載し、市長に提出しなければならないとする規定が実は行われています。

この改正は、令和6年1月1日施行ということで実はなっております、まだ施行されておりません。このため、第2条として一部改正を行うものでございます。

内容としましては、公的年金受給者等の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者についても提出の義務を追加するというものでございます。記載事項につきましても、配偶者の名前を追加するという改正になります。

これは、法改正に伴って改正するものでございます。

議長（滝内久生君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第33号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第34号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第34号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） それでは、議第34号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿24ページをお開き願います。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次ページ・25ページのとおりに制定するものです。

初めに提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について減免措置を継続するとともに、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うためです。

それでは、改正の内容につきまして議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料の19ページをお開き願います。説明資料 となっております。

今回の改正は、令和4年3月31日付で地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が公布され、令和4年4月1日から施行されたことにより、下田市としても国が定めた法令のとおりに改正を行うものです。

合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、国の財政支援を受け平成31年度分から令和3年度分の減免措置を講じているところですが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢を考慮し、令和4年度分の国民健康保険税についても減免措置を継続するというものです。

国の財政支援につきましては、国の通知によりますと10分の4となっておりますが、前年

度におきましても、6月時点では10分の4の補助でしたが、最終的には10分10の補助となったことを申し添えておきます。

同ページの1、課税限度額の引き上げにつきまして、(1)改正内容の表のとおり改正を行うものです。その結果、その下にあります(2)改正の影響の表にありますように、新たな課税限度額を適応することにより、基礎課税分が50万円・後期高齢分が40万円の保険税の増となります。課税限度額に達していた世帯が、それぞれ2件と4件に減少することが想定されております。

次に、2のコロナ減免の延長であります。令和3年度分まで実施していた減免を、令和4年度分についても延長するという内容のものです。

20ページをお開きください。

この減免の延長により、(2)の改正による影響ですが、令和4年度の見込みは5件、27万2,000円の減となります。(3)の財政支援の割合は記載のとおり、令和3年度分につきましては国から10分の10、令和4年度につきましては10分の4の財政支援が受けられることとなっております。令和3年度も、当初国が示したものから、最終的には10の10となった経緯がございます。

21ページをお願いします。

議第34号 下田市国民健康保険税条例(昭和36年下田市条例第12号)の一部改正新旧対照表です。

条例改正の主な内容につきまして説明させていただきます。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正させていただくところがございます。

まず、第2条第2項は、基礎課税額の上限額を65万円に、同条第3項は後期高齢者支援金等の課税上限額を20万円とするものです。

22ページをお開きください。

附則15項です。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の対象期間を「平成31年度分及び、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間」と定めていたものを、「平成31年度から令和5年3月31日までの間」と改めたものです。

続いて、23ページをお開きください。

令和4年5月16日付、下市国第98号により下田市長より諮問のありました下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、下田市国民健康保険運営協議会の答申で

ございます。

続きまして、議案件名簿にお戻りいただきます。議案件名簿の25ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項として、この条例は公布の日から施行する。

第2項として、この条例による改正後の第2条及び第23条の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第34号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 国民健康保険税の限度額の引き上げについてお尋ねをしたいと思います。

この提案理由を読みますと、地方税法施行令の一部改正、法律の改正によって引き上げるんだと。それから答申書を見ましても、23ページの下記のとおり改訂することが、限度額を引き上げることが妥当だということの答申であります。なぜこれが妥当だということの説明は一言も書いていないと。2万円と1万円、基礎課税額が2万円ですか、後期高齢者のが1万円引き上げて65万円と20万円を限度額にするものではありませんが、なぜこれが引き上げなければならないのかと。

国は消費税を8%から10%に引き上げる、あるいは5%から8%と引き上げるときも、それぞれ社会福祉にその費用を充てるんだとこう言ってきたかと思うわけです。次々に社会保障費やこの国保が上限額が上げられたり値上げされてきているという。こういう現状から言いますと、この値上げが妥当なんていう理由はどこから出てくるのかと私は思うわけです。

法律が2万円と1万円の上限を上げてもいいということであって、下田市として上げないという努力はどうしてできないのかと。あるいは、上げなければ不公平になるような事態というのがあるのかと。この理由が、説明なくしてこの値上げが妥当だなんていうのは、答申になっているんでしょうか。少なくとも上げる、どういうわけで上げるんだという理由が明らかにすべきではないと思いますが、どうなんでしょうか。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 答申をいただいたわけですが、その中で話された内容につきましては、国の説明につきましては、高齢化の進行と医療の高度化により医療費の増加が挙げられると。令和4年度の国民健康保険給付が増額することが見込まれるため、令和4年度について国民健康保険税の増額改訂を行うというものでした。

その手法としまして、課税額を上げるという対応をいたしますと、いわゆる中間層に負担が偏ってしまうということがありまして、そもそも国民健康保険税の課税限度額とは、収入が多い方が収入額に応じて保険税を支払っていくと、払う保険料より自分が万が一病気やけがになった場合にかかる医療費より納める金額が大きくなり過ぎるという現象が起き、国民健康保険を抜けてしまって万が一のときは自分で払うという考えになると、国民が相互に支え合う仕組みがなし崩しになってしまうということで、課税限度額というものを設定しているわけですが、現在の制度では収入が多くなって一定の金額までの支払いでおさめているわけですが、課税限度額に達している人とそもそも収入が少ない方につきましては率が固定されておりますので影響がなく、中間層だけが影響を受けるという会計ではなく、今回は課税限度額を上げるということで、収入が多い方も負担を取っていただくということで、国の説明を受け答申をいただいたものになります。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 国保については、前課長の説明でたしか7.5%ずつ引き上げていくんだと、それは今までの基金等がなくなっていくからだ、こういう説明をされてきているわけですが、この50万円と40万円、90万円の引上げがなければ国保が運営できないのかと、今の現状の中で。

やはり、当局の姿勢として国が言おうとも、やはり社会保険、大切な制度で自分は大変世話になっているわけですが、ここや高齢者医療に世話になっているわけですが、やはり市民にとって負担が、引き上げるということはなるだけしないというような姿勢で進めていくべきではないかと思うわけです。

国のほうの法令が、限度額が引き上げられたから引き上げるんだということではなくて、引き上げなくても運営ができるのであれば引き上げないという姿勢をきちり私は示すべきではないかと思うわけです。

そういう観点から考えますと、この答申書もここで出されている説明書の内容も、十分引上げなければならぬのかなというようなことが納得できるような残念ながら内容に、今個

人的な見解であるのかもしれませんが思うわけです。

意見を申し述べて終わりたいと思いますけども。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議第34号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第35号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第35号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、議第35号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第4号）、及び議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括して御説明申し上げます。

別紙、クリーム色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で緊急に対応しなければならないもの、国県補助採択されたもの、及び令和3年度ふるさと応援寄附金で令和3年度中に基金積立ができなかったものについて補正予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行いました。

また、長引く新型コロナウイルス感染症対策として4回目のワクチン接種費用及び相談業務を延長する費用を計上し、さらに市内における起業家育成プログラムに対する補助金も計上したものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,072万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,739万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

追加は1件で、事項は新庁舎建設設計業務委託料で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は事業予定額9,000万円の範囲内で新庁舎建設設計業務を委託する旨の契約を令和4年度において締結し、令和4年度予算計上額2,700万円を超える金額6,300万円については、令和5年度において支払うものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

16款2項1目6節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金183万3,000円の増額は、伊豆‘sライフスタイル推進事業の追加事業に係る補助金を受け入れるもの。

21款5項4目20節雑入120万円の追加は、下大沢区放送設備設置に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

財務課関係、20款1項1目1節繰越金1億2,500万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。

防災安全課関係、21款5項4目8節消防団員退職報償金受入金556万4,000円の増額は、令和3年度退職団員に対するもの。

同20節、雑入100万円の増額は、地域防災組織育成助成事業として、大賀茂区自主防災会のトランシーバー整備に対する助成金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、15款1項2目1節国庫・接種対策費負担金2,609万4,000円の増額、及び同2項3目1節国庫・保健衛生費補助金2,612万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するもの。

16款2項3目1節県費・保健衛生費補助金9万円の増額は、新型コロナウイルスに罹患した自宅療養者に対する生活支援に対するもの。

4ページ、5ページ、福祉事務所関係、15款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金347万3,000円の増額のうち、47万3,000円は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相

談業務に対するもの。また300万円は、住民税非課税世帯等臨時給付金のシステム改修に伴うもの。

観光交流課関係、18款1項4目1節観光費寄附金5万円の増額は、観光振興に対する寄附金を受け入れるもの。

建設課関係、16款1項2目1節県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金2,218万6,000円の追加は、都市計画街路下田港横枕線の沿道整備土地地区画整理事業に係る県からの負担金。

19款2項1目19節都市計画事業基金繰入金700万円の追加は、同事業に充当するもの。

生涯学習課関係、16款2項7目3節県費・教育費補助金110万5,000円の追加は、吉田松陰寓寄処修繕等に対する補助金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。6ページ、7ページをお開きください。

総務課関係、2款1項2目0110人事管理事務120万円の増額は、定年延長に伴う例規整備支援業務委託で、令和5年4月1日施行に向けて条例等の整備支援を委託するもの。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業202万円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、修繕料及び自治総合センターコミュニティ助成金補助金120万円は、下大沢区放送設備の購入助成、また地区集会所建築補助金は原田区に対する補助金。

同0248政策推進事業135万円の増額は、グローバルCITYプロジェクト推進委員会委員謝礼で、2部会を設置し事業を進めるもの。

同16目0225、庁舎等建設推進事業2,740万円の増額は、令和4年度から5年度の2か年で新庁舎建設設計を行うもので、謝礼はその設計の2次審査における技術提案書作成に対する報償費。

同22目0405ふるさと応援基金2,813万1,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

財務課関係、12款1項1目予備費68万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0861防災組織育成事業100万円の増額は、大賀茂区自主防災会におけるトランシーバー整備に対する補助金。

同2目0895防災基金157万5,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

8款1項2目5810消防団活動推進事業556万4,000円は、対象者の確定による消防団員退職報償金を増額するものでございます。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金12万4,000円の増額は、システム導入費用の変更に伴う繰出金の増。

4款1項2目2020予防接種事業896万7,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を控えていた現18歳から25歳の世代の方のため、通知、接種委託費用等を計上するもの。

同2022感染症対策事業9万円の追加は、新型コロナウイルスに罹患した自宅療養者に対する生活支援として食料品等を提供するもの。

同2023、新型コロナワクチン接種事業5,221万9,000円の増額は、補正内容等欄記載のとおり、4回目の追加接種に係る費用を計上するもの。

8ページ、9ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項1目1010新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業47万3,000円の増額は、支給期間の延長により相談期間を延長するもの。

同1012住民税非課税世帯等臨時給付事業300万円の増額は、令和4年度の臨時給付事業システムの改修を行うもの。

同6目1150ほのぼの福祉基金481万9,000円の増額及び、同3項10目1730子育て支援基金678万2,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務3万2,000円の増額は、農業委員会サポートシステム利用料等。

同2項5目3550みどりの基金99万4,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

6款1項2目4060伊豆'sライフスタイル推進事業275万円の増額は、市内における新規産業の創出に向け、起業家育成プログラム実施に対する補助金でございます。

観光交流課関係、6款2項5目4385世界一の海づくり基金462万5,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

建設課関係、7款5項3目5205沿道街路事業推進事務5,933万5,000円の増額は、下田港横枕線の沿道整備に係る建物移転補償費を支払うもの。

同6目5465景観まちづくり基金257万1,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

学校教育課関係、9款1項5目6040教育振興基金202万6,000円の増額、及び同6目6045奨学振興基金48万9,000円の増額は、令和3年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

同 2 項 2 目6090小学校教育振興事業17万6,000円の追加は、小学校図書館の図書の整理を行うための会計年度任用職員の報酬及び防災講座の負担金。

同 3 項 1 目6150中学校管理事業64万9,000円の増額は、補正内容欄記載のとおり、消耗品費等。

同 7 項 1 目6800学校給食管理運営事業67万8,000円の増額は、修繕料及び備品購入費でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

生涯学習課関係、9 款 5 項 4 目6500芸術文化振興事業221万3,000円の増額は、吉田松陰寓寄処の修繕料及び耐震診断、補強計画策定のための委託料。

同 6 目6600図書館管理運営事業15万2,000円の増額は、印刷製本費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第35号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお開きください。

令和4年度 下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,116万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の32ページから35ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目 1 節国民健康保険税・医療給付費分現年課税分46万円の増額、及び同 2 節国民健康保険税・後期高齢者支援金分現年課税分36万8,000円の増額は、国民健康保険税の課税限度額引き上げに伴い増額するもの。

4 款 1 項 1 目 2 節県費・特別交付金87万円の増額、及び6 款 1 項 1 目 4 節事務費等繰入金12万4,000円の増額は、システム導入経費の変更に伴うもの。

8 款 3 項 6 目 2 節雑入634万6,000円の増は、前年度の保険給付費等負担金精算金でござい

ます。

14ページ、15ページ歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務99万4,000円の増額は、システム導入経費の変更によるもの。

3款2項1目8572一般被保険者後期高齢者支援金分納付金36万8,000円の増額は、限度額引き上げに伴う納付金の増。

8款1項3目8530国民健康保険償還金事務118万8,000円の減額は、前年度の保険給付費等交付金返還金の確定による。

9款1項1目予備費799万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第35号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第4号）及び議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 議第35号議案、及び議第36号議案の当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第35号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。質疑ございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 16ページ、17ページの0248事業、政策推進事業のグローバルCITYプロジェクト推進委員会委員ということで、これからの選定になると思うんですけど、どのような人員構成をお考えですか。まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） グローバルCITYプロジェクトにつきましては、先般推進委員会の立ち上げ式を行いました。この際に、委員会の設置要領等も決定をしてお示しをした中で、この委員会については二段構成としておりまして、全体の計画予算とか総括を図る委員会と、その下に事務担当ですけど幹事会、そして民間の方も含めた作業部会ということで三段階の構成としております。当初予算では、委員会の委員に対する謝礼のほうの予算をいただいております、こちらのほうで第1回の会議を立ち上げた形となっております。

今回はお願いしている補正につきましては、新たに設けます専門部会、こちらのほうの参加をいただく委員の皆様の謝礼ということで予定をしております。

今回の議会の中でもお話をさせていただいておりますけれども、グローバルCITYプロジェクト、それからSDGsの関係、こちらのほうを市民の皆様含めて進めていくという御説明をしてきた中で、部会についてはグローバル部会とSDGs部会、この二つを考えております。

グローバル部会につきましては、主に歴史ですとか市内の文化関係の方とか外国人の皆様、あるいはそういう国際交流の活動をしている皆様の参画を得てワークショップ形式で進めていきたいというふうに考えております。

そして、もう一つのSDGsの部会につきましては、昨日もお話、御説明をしたとおり、令和4年度については特に海に焦点を当ててSDGsを考えようということで、多少概要を考えておりますので、主に自然の関係、海洋活動の関係、海洋に関する専門家の方、こうした皆様に参加いただいて、まずは海に関するSDGsの取組をスタートさせようというふうに思っております。

SDGsにつきましては範囲が非常に広い分野になりますので、今後はまた検討の進捗状況に合わせてまた追加の委員をお願いしていくというような形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。

先般私が一般質問でも取り上げました、やはり若者女性の投与ということを非常に念頭に置いていただきたいと思いますが、その辺りの検討はいかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） この作業部会につきましては、なるべく現場で活動されている、実践で動かれている方、こういう方を中心に考えておりますので、若手の方、女性の方、そうした方を含めて積極的に御参加をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 10番 橋本智洋君。3回目です。

10番（橋本智洋君） ありがとうございます。

ぜひともどんどん投与していただいて、行政及びその政治に近いという部分を若者・女性にも分かっていたら、どんどん投与していただきたいと思います。要望で終わります。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 補正予算書の6ページの新庁舎建設設計業務委託料、債務負担行為で9,000万円を予定をしていると。そして、今年2,700万円と40万円の費用を計上しているわけですが、新庁舎設計業務委託につきましては、既に旧校舎といえますか稲生沢中学校の改修に当初予算でたしか2,000万円、9,000万円を合わせて1億1,000万円からの設計を今年と来年にかけて委託をしていこうと、こういう予算の内容になっていようかと思いますが、やはり設計を委託するまでの状況になっていないのではないかと思うわけです。

市民合意といえますか、そういうものがきっちり得られているのかと。かつては緊急防災・減災の枠内までに仕事を成し遂げなけりゃと言って期限が区切られ、ここ数十年間次々と庁舎移転が実態的には宙に浮く、無駄金を使うと。先日も3億5,000万円ほどの費用を使ったということですが、これも土地と設計とかそういう測量とかというものであって、人件費を含めれば十数億になるんじゃないかという具合にも想定できるわけです。

こういう無駄なような形態が関わってきているわけですから、きっちりそこら辺のところは整備をして委託をしていくっていうことが必要だろうと、設計委託をしていくってことが必要だろうと思うわけです。

当局としての仕様書等がきっちりなっているのかということ、どこに建てるかということもぼやっとした、中学校用地のこの辺りですよと。面積につきましても、新しく建てるほうは2,500から3,000だと。そこに500平米からの差があると。そして、多くの人たちが体育館を残したらどうかという市民の意見もある。水路はどうなっているのかというようなことも、先日の意見交換会の中で出されてきていようかと思うわけです。

それらを全て設計者に任せてしまうというのではなくて、仕様の注文する側として、当局としてそれらをどう整理していくのかということの基本的な方向を定めずに設計士さんに全部任せちゃうんだと、設計士さんを交えて議論していけば上手なものができるんだと、こういう姿勢というのはやはり前回同じ轍になってしまうんじゃないかという心配をするわけです。

ですから、この9,000万円につきましてはどういう形で設計をしようとしているのか、この2年間でこの設計ができるんだと。しかも御案内のように、審議会の中でも今のこの期間は大変ロシアのウクライナへの侵略行為等もあって、物価も建設資材も業者も大変な事態になっていると。費用も引き上げられる形を想定せざるを得ないので慎重に検討をしろと、こ

うという忠告と言ってもいいような意見まで出されていようかと思うわけです。

そういう状態の中で、どういうわけで今9,000万円の設計を予算措置しなければならないのかと。自分としてはなかなか理解はできません気持ちが強いもんですから、この点についてどういうことかお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど今しがた橋本議員から質問をされましたグローバルC I T Yプロジェクト推進委員会、これらの委員会を市で行う意義というのはどこにあるのかということをもまずお尋ねをしたいと思います。まちづくりの大きなポイントであって、三つの段階って言うんでしょうか。委員会と専門部会と作業部会を設けるんだと。グローバル部会とS D G sの部会を設けるんだということではありますが、幾らの費用を払ってどういうことをこの成果として想定をしているのかと。

現にグローバルC I T Yの打ち上げは市長がしているわけですので、今時点で成果というものはないのかもしれませんが、どういうものを具体的に成果としてイメージをしているのか、合わせてお尋ねをしたいと思います。

そしてといいますのは、これらのものは自分の経験からいきますと、計画倒れに終わることが多かったとこんな思いもあるわけです。この計画がそうならない保証というのはどこにあるのかを含めてお尋ねをしたいと思います。

さらに、この概要のほうの7ページの感染症対策事業、消耗品として自宅療養者生活支援で9万円、食料等の物を提供するんだということで予算措置されておりますが、具体的にどういう事情の人が何人ぐらいいらして、どういう支援ができるのかと。そして、この9万円というような金額で足りるのかどうなのか。やるとしたらとてもこの9万円程度で足りないんじゃないかと思うんですけども、どういう人たちがこれで支援を受けることができるのか、合わせてお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで2時10分まで休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。当局の答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 新庁舎の関係でございます。

今回基本計画の改訂版のほうを配布をさせていただいておりましたが、この改訂版基本計画の中で新庁舎につきましては災害に強い安全な施設、全ての市民にとって使いやすく快適な施設、持続的で経済的な施設、働きやすく柔軟で効率的な施設という四つを基本方針に掲げまして、下田市河内において令和7年度完成ということで、今事業を進めているところでございます。

こちらにつきましては、基本計画の策定に当たりまして市民の皆様の御意見、議会の皆様とも意見交換、パブリックコメント・審議会等を経て、基本計画のほうを取りまとめたところでございます。

この今回の補正でお願いをします設計につきましては、一応プロポーザル方式ということで業者選定を提案方式でいただくことという想定をしております。この意図につきましては、先ほど議員からもありましたが、配置計画あるいは事業費、広報費用とかそういったものについて様々な検討が必要ということで、専門の皆様からよりよい提案がいただけるように、プロポーザル方式ということで進めていきたいというふうに考えております。

当然、このプロポーザルの中におきましては、市としてはこの基本計画を基に市としての考えを示した中で、計画については意見を交換をしながらよりよいものに仕立て上げていくという形で進めていきたいと考えております。

もう一点グローバルCITYの関係でございますが、今回お願いをしております謝礼につきましては、委員会の中の作業部会ということでお願いをしております。この作業部会の目的につきましては、今年度新規事業として改修をする事業でございますので、特に今後の事業の進め方ですとか、あるいは実際の実践事業とのつながり、人とのつながり、人材の育成、こうしたことを集中的にやっていきたいということで、本年度少しまとめた形で予算をお願いしているところでございます。

これらにつきましては、いつまでも市で抱えているということではなく、当然ながら民間の事業、自主的な事業としてそれぞれが活動していただけるような、そうした流れづくりも今回の委員会の目的と考えておりますので、市がきっかけとして人材を育成し活動をつくり、そちらを民間の中で広げていっていただく、そうした流れをつくるということで考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（斎藤伸彦君） 補正予算の概要、6ページ、7ページの2022番事業、感染症

対策事業9万円の補正について説明申し上げます。

本事業は、コロナに感染した、また濃厚接触になって買い物にいけない自宅療養者の方に食料品を届ける事業です。実は、県の事業がありまして、ただ県のほうは業者に頼むので食料が届くのが4日目以降だということで、3日目までは地元自治体が食料品の確保に努めてくれという形の事業をしております。

令和3年度に15人分の予算を組みまして、令和3年度に5人、令和4年度に一人の食料の支援をしております。コロナ禍が続きますと在庫が尽きるということが考えられますので、本年度9万円の増額補正をさせていただいたところです。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そういつては恐縮ですけども、前回の河内46の1番地に約1,500坪のところに造ろうとした4階建てのこれも、プロポーザルを行いそれぞれの審議員の審議会を行い、手続としてはそれなりの手続をして破綻したと。そこにできないとこういうことになっておるわけです。

今回のこの設計がそうならないという保証はどこにあるのかと。全く同じじゃないかと思うわけです。というのは、土地を見ても買った土地よりもさらに1.5メートル下がっていると。合わせて5メートルも国道から下がっている土地であると。そういう状態の中で、2.2メートルの浸水があるということになればどんな形になるのでしょうか。3.7メートルぐらいの浸水が稲生沢中学校の元校舎のところには来るのかなと、こんな想定もできようかと思うわけです。

さらに、地元の方からは水路の整備をしたらどうだと。これらのことのきっちりした調査や方針をまず役所としてどうするのかというような方向づけをきっちりしなくて、先日見せていただきました中学校の校舎を使わないという説明資料を見ましても、よく理解できないわけです。その資料から判断して、何で元体育館を解体しなければならないのかというのが、多くの市民に理解できるような内容ではないんじゃないかと思うわけです。

そういう経過から言って、また経済状況から見ても、今急いで業者に設計を委託して、また前回と同じようなこの設計が使われない、無駄金を使うと、こういうことにならないようにしていただきたいとそう思いますと、今当局がやっていることのそうならない保証というのはどこにもないという具合に思うわけです。

なぜなら、前回やってきたことの反省がないからです。市長もそれぞれの議会や当局が提

案をしてやってきたことだと、無駄ではなかったとこんな態度で、またこれに庁舎が取り組まれるということになれば、前回の同じような轍を踏むということは火を見るよりも明らかだと、こういう具合にも思うわけです。

ですから、これらはもう一度、特に庁舎については市民からはいろんな意見が出てくるわけですから、その意見を調整し合意を求めていくというのは大変困難なことだと思うわけです。それをどんどん設計図をつくって進めればいいんだということになれば、同じような轍を踏んでいくのではないかと思いますので、御検討をいただきたいと、意見として聞いていただきたいという具合に思います。

それから、グローバルプロジェクトの内容ですが、先ほど新しい新規の事業として力を入れていきたいんだという意図は分かりましたけども、それが実現できるかどうかというのは、なかなか困難な課題ではないかと思うわけです。やはり、もう少し行政としてどこにポイントを置くかということをおは絞るべきではないかと思うわけです。

公営企業としてやっていますのは、水道事業をやっていますよね。交通事業はやっているところはありますけど、下田市はやっていないと。そういうことから言えば、今この自然豊かな下田で大きな外部資本が太陽光を大規模にやって公害をもたらしていると、こういうことではない、やはり地元のエネルギーを地元でつくるといようなこういう事業をむしろ中心にして、下田の経済をどう支えるかと、公共的な事業としてエネルギー事業というのは、私は水道事業と同じようにあってもいいんじゃないかと思うわけです。

わけの分からないグローバル事業といようなことではなくて、この地域の経済をどう支えていくんだと。それにはやはり、この地域のエネルギーは電力は、この地域が公的な機関が事業として関わるんだと。ある場合には、となり町とは温泉事業も株式会社ではなくて市が関わっているといような事業も展開していようかと思うわけです。私はむしろ、こんなグローバルとかグローバルとかということではなくて、この地域の経済政策をどう支えるかといところを中心に、公営事業・公共事業として市が関わるといような方向を検討すべきではないかと思ひます。

意見として聞いてくださるだけで結構でございますが、次に質問として、概要のほうの8ページ、9ページの起業家育成プログラム事業助成金275万円の予算を組んできていようかと思ひます。これは、例の大浦の旧樋村邸のワーケーション拠点等の内容も関わってくる事業かと思ひんですが、具体的に起業家プログラム事業補助金275万円で、どうい人たちにどうい補助を出そうとしていのかと。どうい部面の事業を、このことによつて伊豆’

sスタイル推進事業ということで達成をしていようかということがちょっと理解に苦しみますので、イメージ的なことも含めて御説明いただければと思います。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、9ページの起業家育成プログラム事業補助金でございます。

これは、市内企業数や雇用数の増加や空き店舗の解消、さらには関係人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、起業による新たな産業創出を促進する事業に対して補助を交付するものでございまして、事業の概要としましては、下田と関わり仕事をつくるをテーマに全国から起業を志す者を募集し、下田の地域資源・環境を基とした起業プログラムを実施するものでございます。

この予算を可決していただいた際には、8月頃から2月頃の半年間そのプログラムを実施して、起業していただく方を2～3探していくということとなろうと思います。

事業実施主体としましては、実業家や大学・金融機関・下田商工会議所などで構成された実行委員会が実施することとなります。

先ほど言った効果としてみましては、やはり起業というのは地域の一つの活性化の力として大きな役割、力を出すということで、また創業等関係人口の創出等いろんなところで地域の課題というところで期待される効果が出ると考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） グローカルプロジェクト、それから今言った起業家等の財源は、この予算書を見ればということになるかと思いますが、例えば予算書の17ページの企画振興費のところでは、その他が1,200万円の財源内訳になっておりますが、財源内訳についてはどうなっているか、国・県の補助金を利用してやるという形になっているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 財源の関係でございます。

グローバルシティにつきましては、現在市の単費で行って予定をしております。それから今の起業家育成プログラムにつきましては、歳入のほうを今回同時に補正を出させてもらいますけれども、県の補助金としてふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金ということで、県費3分の2ということで県の補助金を予定しております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

1 番 江田邦明君。

1 番（江田邦明君） 事項別明細書の23ページをお願いいたします。

中学校管理費と図書館費の2点になります。金額としては小さいものでありますが、確認をしたいということで御質問をさせていただきます。

まず、6150番事業、中学校管理事業、管理用備品34万9,000円でございますが、新たな中学校がスタートしたということで、当初予想できない何かでこういった備品が発生したのかなと思われませんが、具体的な内容を確認させていただきたいと思います。

次に6600番、印刷製本費、こちらにつきましてもまちじゅう図書館という事業を今年度新たに実施されているものかと思われませんが、この製本費によって新たな図書館サービスに係る拡充、こういった取組に関連してくるものなのか教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀浩君） 私からは、中学校の備品購入費の関係で御答弁申し上げます。

こちらのほうは、校内情報通信ネットワーク機器の購入になります。このネットワークの中枢部と職員室・会議室をつなぎますフロアスイッチを3台、及びメディア棟の視聴覚室のWi-Fi環境がちょっと十分ではなかったものですから、その環境改善のためのアクセスポイント1台を増設させていただくものでございます。

なお、職員室・会議室につきましては、当初よりも教員の数・職員の数が増えたということで増設が必要と。会議室についても、当初の利用予定よりも例えば事務の関係とか会議の関係でそこを使うことが機会が増える、増えたということの中で増設をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私のほうからは、図書館の印刷製本費ということで、すみません、今回の補正予算に関してはまちじゅう図書館の分ではなくて、今回議席配付させていただきました下田市子ども読書活動推進計画の概要版のほうを、今回策定委員であられました鈴木まもる先生のほうが御厚意でつくっていただいて、今お願いしている最中でして、そちらのほうを子供たちあるいは保護者等に配りたいということで、今回予算計上させていただきました。

よろしく申し上げます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） 先ほどの沢登さんの新庁舎建設設計業務委託に関することとダブるとは思いませんけれども、このことについてちょっと質問させていただきます。

まず、質問の回答の中で、プロポーザルでやるみたいなお話がありましたけれども、前回の庁舎建設の中でもプロポーザルをやったわけですが、あれの経過をそのときなりに調べてみますと、ある面では真っ二つにAという業者とBという、今回設計に関わった方と次点の方と全く二つに分かれたような審査結果になっております。

私は最悪のやつを選んだなというふうに思っています。というのはどういうことかといいますと、結果として表れているのは入札不調になったわけです。入札不調になったということ、それが例えば入札不調の25億でも20億でもいいんですが、その要するに1,000万円とか2,000万円の差で不調なら分かるんだけど、3億、4億補正をしなければならなかった、これはどういうことかと言うと、いかに要するにその設計がおかしいということですよ。与えられた条件からすると。

要するに、その最たるものはああいうガラス張りの特殊設計になっていて、全ての製品が特殊な製品になっていると。いわゆる工場のいいなりの値段になるということですよ。ああいうものを要するに選んだ審査委員の僕は見識を疑うわけですが、今回もプロポーザルをやるということはどういう形で審査委員をしていくのか分かりませんが、一番大事なのは先ほど沢登さんのほうからもありましたけれども、今までもありましたけれども、もう何年もこの庁舎建設でいろいろな費用が出ていると。市長はある面ではいいときに市長になられたというふうに思いますけれども、あの建物を造ったとすればとんでもない話になるかと思えますね。

例えば、今いうSDGsとかそういう世界からすれば、あんなガラス張りの物がSDGsに対応できるかっていったら、光熱費から何かとんでもない金になるし、恐らくその姿を管理していくものにも相当な費用がかかると。

今回の中で心配している、議会の中で心配しているのは費用ですよ、間違いなく。その費用というものを中心にもの考えていく、もちろんそれは機能は当たり前のことですよ。事務ができないような機能ではしょうがありませんからそういうことなんですけれども、それが前回のところではなぜできなかったか。その辺のところをあえて想像で言うのは申し訳

ないから言いませんけれども、例えば1階に議会があり、それを3階に持ってくとか何かでも半年以上の時間がかかって、結果要するに議会から言われているやつに変わるみたいなね、なぜそこまで固執するのかということを見ると、いろんな力が作用したんだろうなというふうに思います。

その反省の中から考えれば、今回プロポーザルでもいいんですけども、プロポーザルというのはあくまでも要するに業者の選定ですよ、その考え方に基づいた。あのときの場合はどういうことかという、当然ながら業者はある程度絵は描いてくるわけですよ。絵をかいて、一応を説明をするためには絵をかいて審査委員の皆さんに訴えるわけですけども、あの絵がそのまま基本設計になり詳細設計になったわけですよ。全く要するに費用という問題に対しては抜けていたように思います。

今回は間違いなく皆さん何を言ってるかっていったら、費用ですよ。だから、そこはもう審査委員が何を言おうがそのところはもうきつくとかなないとはいけないんだろうなというふうに思います。それが議会の考え方ですからね。要するに、今まで使ってきた費用を取り返すためにも、やはりその相応を費用でやっていくとそういうことだろうと思います。

それと、将来に汚点を残さないような、中学校とか体育館とかいろいろ言っていますけれども、もう既に40年～50年近くたっているわけです。建物っていうのは永久建物ではありませんから、要するに20年は使えるかも分からないけど、50年は使えるわけではないというふうに思います。ですから、当然ながら社会の変化の中に対応できるような設計の考え方、そういうものをもっと市民に知らしめないといけないんだろうと思います。

多分、審査会の言ってるのはそういうところにあるのかなというふうには思います。要するに、社会変化の激しい中でどう対応していくかということです。そういうことを考えますと、間違いなくそういうことが明確に分かるような設計コンセプト等を持たなきゃいけないというふうに思います。

そういうことで、審査委員の皆さんにも市の考え方を十分熟知していただいてやるべきだろうと思います。当時に、前の設計の最初の設計プロポーザルに参加する皆さんっていうのは、最初はかなりグレードが高かったと思います。いわゆる日本でも、日本というかある程度東京でもどこでも頑張っている、ある面ではそれなりの設計事務所が一つの候補にあったわけですけども、なかなか地元優先とか何かということをやりたいとは思っただろうけれども、なかなか地元優先でやっていくと厳しい面もあるんじゃないかっていうふうに僕は思っています。

ですから、やっぱり設計に慣れている方っていうのは、やっぱり発注者の気持ちを重んじてやっていきますんで、逆に設計の自分たちの絵を強引に押しつけるような設計事務所がなるべく入らないようにするには、それなりのレベルの設計事務所っていう、前からの反省からすれば私はそう思っていますし、審査委員にも自分たちの目的とするものをきちんと分かっていたらやってやるということです。

あのことからすれば、あの反省からすれば、本来は3億も4億も違ったら設計のやり直しですよ。金額変更じゃなくて。設計が間違っていたんです。そういう反省がなくて要するにプロポーザルをやっていくということは、また同じことを今盛んに沢登さんのほうが心配していましたけど、また同じことになりますんで、ぜひとも例えばプロポーザルの条件というのが審査の内容とか何かも公に出して議会の意見も、市民の意見意見って言いますけども、最終的には市民の代表の議会が納得しなきゃしょうがないわけで、そういう意味ではその主要なんかにしてもきちんと公開してやっていただければというふうに思います。

ぜひとも前回の反省を考えればそのようなことだろうと思いますんで、ぜひともそういう中で設計審査、何か設計審査委員長の考え方ではなくて役所側、市民側の考え方を十分注意をするような審査委員会になってほしいし、そういう形で進めるべきだろうというふうに思いますんで、ぜひとも前の反省からすればそういうことを考えてやっていただきたいなというふうに思います。

別に答弁は結構です。要望というふうに聞いていただければ結構でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議第36号の質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第36号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま、議案となっております議第36号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第37号の質疑・討論・採決

議長（滝内久生君）次は、日程により、議第37号 下田市消防団備品購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） それでは、議第37号 下田市消防団備品購入契約の締結について、御説明申し上げます。

お手数ですが、追加議案件名簿の1ページをお開きください。

下田市消防団備品購入（小型動力ポンプ付軽積載車）につきましては、第12次消防施設整備5か年計画に基づき、配備するものでございます。

予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。制限付き一般競争入札の参加資格につきましては、当市の入札参加資格審査を受けている者のうち、静岡県内東部地区に営業所等を有する業者という制限条件を付し、入札執行公告を行いました。期限までに6者の申請があり、全てが入札参加資格に適合したため、5月の31日に入札を行ったものでございます。

落札金額は2,333万1,000円で、契約金額は2,566万4,100円となるものでございます。

契約の相手方につきましては、静岡県沼津市東間門2丁目1番地の5、株式会社畠山ポンプ製作所、代表取締役、畠山昭夫となるものでございます。

提案理由につきましては、小型動力ポンプ付軽積載車を購入するためでございます。

お手数ですが、追加議案説明資料の1ページをお開きください。

事業目的は、下田市消防団に配備する小型動力ポンプ付軽積載車の購入でございます。納入場所は、下田市が指定する場所として、第2分団第3部、第4分団第1部、第7分団第1部の3か所でございます。

納入期限は、令和5年3月24日、品名・概要及び数量は、小型動力ポンプ付軽積載車3台、シャーシ型式等は、スズキエブリィ、デッキタイプ、四輪駆動、ハイルーフ、乗車定員4名、搭載ポンプの形式は、B-2級ポンプでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 小型動力ポンプの掲載車を3台購入するということで、スズキエブリイという車に載せるということですが、この機器は対応年数というのはどのぐらいなのか、そして当然このポンプ等の部品等の取替えとか修繕というのはあるかと思うわけですが、そういう維持管理の契約状況は何年ぐらいを想定して十分そういう修繕等がきくような体制になるのかどうか、1点お尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 今回購入する軽積載車でございますけれども、対応年数は15年で、今回交換する廃車となる車両も同じく15年でございまして、それぞれ第2分団第3部が25年、第4分団第1部が27年、第7分団第1部が26年を経過しております。

古い車両のほうは、対応年数を過ぎて機能低下した車両を使用し続けることは消火活動や団員の安全確保にも支障を来す可能性は否めないもので、新しい車両に更新するものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 対応年数は15年のところ、25年から27年まで既に利用しているので更新するんですよということは分かりました。

そうしますと、それは車両が破損してというのではなくて、それに積んでいるポンプの様子っていうのはほとんど毎日使っているわけではないので、大分ポンプのほうの対応っていうのは車とは違うんじゃないかと思うんですが、それでも一体となっているから変えなければならないというこういうことなのかもしれませんが、そこら辺の事情っていうのはどういうことかお尋ねをしたいと思います。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 車両ポンプとも、対応年数は25年というメーカーのほうの確認をさせていただいております。15年でございます。

13番（沢登英信君） 実際は15年から27年使っていると。

防災安全課長（佐々木豊仁君） はい、そうでございます。

議長（滝内久生君） 発言許可を求めて発言しなさい。二人とも。

笑いごとじゃありませんよ。しっかりしましょう。

ほかに質疑ございますか。終わりですか。

防災安全課長。

防災安全課長（佐々木豊仁君） 車もポンプも壊れてはいませんが、対応年数は15年で現在それぞれ25年以上を使用している状況でございます。ですので、新しい車両、新しいポンプに更新するために今回購入するものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第37号 下田市消防団備品購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

11日、12日は休会とし、13日から15日までそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、16日

午前10時から本会議を開催しますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。お疲れ
さまでした。

午後 2 時46分散会